

紹介受診重点医療機関の取りまとめに向けた協議の進め方

1. 背景

- 患者が医療機関を選択するにあたり、外来機能の情報が十分に得られず、また、患者に大病院志向がある中で、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等が発生。
- そこで、外来機能報告を踏まえて、「地域の協議の場」において協議を行い、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（「紹介受診重点医療機関」という）を明確化。

2. 「地域の協議の場」での協議

- 外来機能報告において、以下の①～③のいずれかの外来を「医療資源を重点的に活用する外来」として報告。
 - ①医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ②高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ③特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）
- 紹介受診重点医療機関の協議については、医療機関ごとの紹介受診重点医療機関となる意向を第一に、以下の基準の適合状況等を踏まえ、関係者間で協議する。

-初診基準：40%以上 初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合 かつ
-再診基準：25%以上 再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合

※参考にする紹介率及び逆紹介率：紹介率 50%以上かつ逆紹介率 40%以上)

3. 公表

- 医療機関の意向と地域の協議の場での結論が最終的に一致したものに限り、紹介受診重点医療機関とし、都道府県において、協議結果を取りまとめて公表。

4. 今後のスケジュール

9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・報告用ウェブサイトの開設 ・対象医療機関に NDB データの提供
10～11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・対象医療機関からの報告
12月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・都道府県に集計とりまとめを提供
1～3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の協議の場における協議 ・都道府県による紹介受診重点医療機関の公表

※詳細は「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年3月16日）をご覧ください